

令和7年5月7日
投信協 7 第 61 号

「日本版スチュワードシップ・コードに関するアンケート調査結果」の公表について

一般社団法人 投資信託協会

本会の正会員である投資信託運用会社は、投資信託の受益者の利益を図るために、「投資信託及び投資法人に関する法律」第10条及び本会規則「正会員の業務運営等に関する規則」第2条の規定に基づき、議決権の指図行使を行う責任を有しています。

また、議決権の指図行使に際しては、本会が平成15年3月に制定した「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」により、各社毎に議決権行使に関するガイドラインを作成し、これに沿って行使すると共に、各社ガイドライン・行使結果を公表しています。

さらに近年では公募投資信託の国内株式への投資額及び国内株式の保有状況に占める投資信託の割合が長期的に増加傾向にあることや、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》が策定され、その見直しが定期的に行われると共に、同コードを受け入れている機関投資家が増えていることなどから、スチュワードシップ活動の重要性が益々高まっております。

こうした動きを踏まえ本会では、スチュワードシップ・コードに係る体制整備及び活動状況等について、より詳細な実態を把握するため、本会正会員のうち国内株式を運用対象とする投資信託運用会社に対し、ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ（略称：JSI）（注1）のご協力の下、同団体の作成する「スマート・フォーマット」（注2）の様式を用いて、「日本版スチュワードシップ・コードに関するアンケート調査」を実施いたしました。

（アンケート実施期間：令和6年9月～11月）

このたび、その結果を取りまとめましたため、公表いたします。

本件に関するお問い合わせ先：企画政策部 企画政策室
電話 03-5614-8403

（注1）ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ（略称：JSI）
スチュワードシップ活動の深化及び高度化のために同活動に係る諸課題等について対応等を検討し、ベストプラクティスを共有するために設立された団体。本会も2019年より加盟。

（URL: <https://www.icj.co.jp/jsi/about/>）

（注2）同団体が作成した統一的な報告様式